

これまでにいただいたご意見を踏まえた 検討の基本的視座について

令和7年5月27日 事務局

《検討の基本的視座(案)》

- オンラインカジノの弊害は深刻であり、**アクセス抑止策を含めた多面的・包括的な対策が必要ではないか**。
- ブロッキングは、すべてのインターネット利用者の宛先を網羅的に確認することを前提とする技術であり、憲法の規定を受けて電気通信事業法が定める「通信の秘密」の保護に外形的に抵触し、手法によっては「知る権利」に制約を与えるおそれがある。通信事業者がブロッキングを実施するためには、合法的に行うための環境整備が求められるのではないか。
- 具体的には、①ブロッキングは、他のより権利制限的ではない対策(例:周知啓発、検挙、フィルタリング等)を尽くした上でなお深刻な被害が減らない場合に実施を検討すべきものであること(必要性)、②ブロッキングにより得られる利益と失われる利益の均衡に配慮すべきこと(許容性)、③仮に実施する場合、通信事業者の法的安定性の観点から実施根拠を明確化すべきこと(実施根拠)、④仮に制度的措置を講じる場合、どのような法的枠組みが適当かを明確化すべきこと(妥当性)という4つのステップに沿って、丁寧に検証することが適当ではないか。
- また、上記の検証に当たっては、<u>主要先進国において、立法措置の中でブロッキングを対策の一つとして位置づけている</u> **例も参考**にすべきではないか。

仮に実施する場合の 具体的枠組みについて、 効果と課題を検証 ① ブロッキング以外の 対策が尽くされたか?(必要性)

既存の対策の課題、 ブロッキングの有効性を検証

④ 仮に制度的措置を講じる場合、どのような枠組みが適当か? (妥当性)

オンラインカジノ ブロッキングの 検証4ステップ(案)

② ブロッキングにより得られる利益が失われる利益と均衡するか? (許容性)

過去の整理を踏まえ、 法的安定性のある枠組み の可否を検証

③ 仮にブロッキングを実施する場合 どのような根拠で行うか? (実施根拠) 通信の秘密や知る権利の制約を 正当化する法益の有無を検証

これまでにいただいたご意見(1/3)

① ブロッキング以外の対策が尽くされたか?(必要性)

- 児童ポルノでは検挙等の様々な対策を尽くした上でラストリゾートとしてブロッキングが導入されたことを踏まえれば、オンラインカジノについては、クレジットカード決済に係る国内店舗側からの対策、国外のサイト開設者に対する日本向けジオブロッキングの要請といった他の対策を進めていくべき。(森構成員)
- ブロッキングには技術的な回避策があり、インターネットのアーキテクチャをゆがめる可能性がある一方、海外では合法なサイトに対するアクセスをグローバル性を持つインターネットでどのように抑止していくかという非常に難しい課題。様々なアクセス抑止策の中でどれが効果的であるかを真摯に検討していくべき。(前村構成員)
- オンラインカジノは決定打となる解決策がない深刻な課題であり、ブロッキングも有効な対策として検討すべき。特に、海外のサイト運営者は日本から検挙されない前提で提供しており、国内のクレジットカード等決済会社もカジノサイト向けであるとの判別が困難である等、他の手段には限界がある。(田中構成員)
- ブロッキングに回避策があることを踏まえ、ブロッキングを含めた技術的対策について評価していくべき。(黒坂構成員)
- ブロッキングは、技術的に有効であるならば、オンラインカジノという大変な病理に対する重要な選択肢たりうるが、通信の秘密を侵害することから、解釈であれ立法であれ、実施する場合の根拠や対象となる範囲について丁寧な分析が必要である。(鎮目構成員)
- ブロッキング以外の実効的な手段の不存在を踏まえるべきであり、提供行為の違法化に関する議員立法の動きを注視するとともに、支払いブロッキングについても追及すべき。ブロッキングを認めるにしても、他の手段を尽くした上で最後の手段として行うことを大前提として、丁寧に議論していくべき。(山口構成員)
- オンラインカジノがもたらす弊害、特に依存症の問題はきわめて深刻であり、実効性のある対策が重要。その上で、ブロッキングについては、これまでの議論を踏まえて法的に検討すべきであり、特にブロッキング以外の手法が尽くされたか、それらの手法に限界があるかについて丁寧に見ていく必要がある。(曽我部座長)
- 補充性は、他の手段によって弊害の排除が合理的に期待できるかという観点が重要。これまで他の方法を尽くしていないことのみにより補充性を否定することは難しい。(橋爪構成員)
- ブロッキングを行っても抜け道があり、オンラインカジノの利用を十分に防止できなければ、避難行為としての適格性を 有していないと評価され、これを正当化することは困難。(橋爪構成員)
- ブロッキングの有効性については、深刻な依存症の方への効果だけでなく、ライトユーザーが依存症に陥ることの防止についての効果といった観点もあるのではないか。(曽我部座長)

これまでにいただいたご意見(2/3)

② ブロッキングにより得られる利益が失われる利益と均衡するか? (許容性)

- ブロッキングの必要性、それに伴う弊害等の反対利益を含めてバランスの取れた検討・分析を行うべき。(橋爪構成員)
- オンラインカジノの保護法益は、児童ポルノと海賊版の中間に位置づけられるのではないか。オンラインカジノの弊害は、 賭けた本人の自己責任もある一方で、闇バイト等の犯罪行為の入り口となったり、家族が不幸に見舞われたりすることから、単なる財産的被害というだけでは捉えられない問題である。(田中構成員)
- オンラインカジノの被害実態について、規模だけでなく被害の広がりを含めて正確に理解する必要がある。被害の実態を明らかにすることにより、それに応じて有効な対策の在り方を検討していくべき。(黒坂構成員)
- オンラインカジノは、匿名・流動型犯罪の拡大や国富の流出、スポーツベッティングにおける知的財産権の侵害等、様々な 弊害をもたらすものである。海外の取組を参考にしながら、対策を講じていくことが急務。(山口構成員)
- ブロッキングにより得られる利益と失われる利益の比例性について、エビデンスベースでみていくべき。(曽我部座長)
- 賭博罪の保護法益である勤労の美風という社会的法益は観念的な利益にすぎず、法定刑も低いため、これだけでブロッキングを正当化することは困難。ブロッキングの議論においては、賭博罪固有の保護法益だけではなくて、オンラインカジノに伴う固有の弊害の大きさをどのように見積もるかという観点が重要。(橋爪構成員)
- 法益の比較も重要。能動的サイバー防御のようにサイバーセキュリティと通信の秘密に相補う性質がある場合とは異なり、 児童ポルノ、海賊版又はオンラインカジノのように、全く違う法益との関係で通信の秘密の侵害が正当化されるかどうか を考える場合には、緊急避難と同様に別個の法益が並び立つかどうかを検討すべき。(森構成員)

これまでにいただいたご意見(2/3)

③ 仮にブロッキングを実施する場合どのような根拠で行うか? (実施根拠)

- ブロッキングの議論は、第三ラウンドであり、児童ポルノや海賊版の議論の蓄積の上で議論すべき。(曽我部座長)
- 海賊版の検討時の枠組みを踏まえて検討し、合法的にブロッキングを行う必要があると考えられた場合、オンラインカジノについては、法解釈でなく新規の立法措置により行うべき。(山口構成員)
- 新規立法の例として、コミュニケーションの本質的内容に関わる情報を取得対象から除外した能動的サイバー防御法案 の例が参考になるのではないか。(山口構成員)
- 通信の秘密とオンラインカジノの依存症対策の類型的な価値を天秤にかけて制度化することになるのではないか。通信の秘密と依存症対策という正当な利益がぶつかる場面なので、緊急避難をベースラインにした上でそれを類型化し、ある程度緩和しながら議論をしていくというのが刑法の観点からの感覚。(橋爪構成員)
- 毎賊版の検討時にブロッキングを実施する前から訴訟が提起された経緯に鑑みれば、本件も憲法訴訟が提起されるのは必至。仮に立法するとすれば、どのような検討をしたのか、なぜそれが違憲でないかが問われる。(森構成員)
- 仮にブロッキングを実施する場合、児童ポルノの取組も踏まえるべきではないか。(長瀬構成員)
- 仮に立法する場合には、緊急避難の要件に準じなければ憲法違反となるのか、必ずしもそこまでは必要ないのかについて、能動的サイバー防御に関する議論等も参照しながら、検討していく必要がある。(曽我部座長)

④ 仮に制度的措置を講じる場合、どのような枠組みが適当か? (妥当性)

- ブロッキングの新規立法を行うに当たっては、憲法が保障する検閲の禁止との関係上、行政から独立した機関(一般社団 法人等)が遮断を請求することが考えられる。(山口構成員)
- ブロッキングを広く認めすぎると国民の知る権利やサイト運営者の表現の自由を侵害しかねないため、オンラインカジノの中でも遮断対象を限定すべきであり、日本の主権が及ばない外国のサイトや、合法・安全を謳ってユーザーを誤認させるサイトに限定する等が考えられる。(山口構成員)